

2023年10月20日

質の高い教師の確保特別部会
部会長 貞広 斎子 様

第5回質の高い教師の確保特別部会 議題2に対する意見書

臨時委員 金子 晃浩

本日は、別用務のため欠席させていただきますので、下記の通り、意見書を提出いたします。

よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

記

1. 教師の健康及び福祉の確保について

- 直近の勤務実態調査でも長時間労働に歯止めがかかっていない実態が明らかとなっている。国立大学法人附属学校や私立学校は労働基準法が適用され、時間外勤務手当が支給されていることを念頭に、上限指針の遵守および「在校等時間」の削減に向けて、教員への労働基準法第37条の適用など、給特法を抜本的に見直す必要がある。
- 上限指針の在校等時間の上限45時間等を超過している教職員の休息を確保するため、代償休暇（代替休暇）の付与を検討すべきである。
- 精神疾患等で休職する教職員数を減少させるために、労働安全衛生法にのっとり、各学校における教職員に対するメンタルヘルス対策を強化する。
- 2019年中教審答申にあるとおり、学校の働き方改革を確実に進めるため、すべての教育委員会が本気で取り組む必要があることを再度認識する必要がある。国が各教育委員会と、健康・福祉確保の取り組みが進んでいる自治体の取り組みを共有するなど「見える化」を進めることが必要である。
- 教職現場の働き方を改善するには、教員の業務量を管理する者の意識改革も必要である。特に、教員の健康と福祉を確保するには、在校時間等を適切に管理する必要があり、管理職を対象とした労務管理研修の充実などの取り組みも合わせて行うべきと考える。
- 勤務間インターバルを導入する場合は、休息時間が翌日の授業時間に及んだ場合の取り扱いや翌日の始業時間から逆算した退勤時間設定による仕事の持ち帰りが発生することへの対処など、あらかじめ対策を検討する必要がある。

2. 勤務の柔軟化について

- 1年単位の変形労働時間制は、導入している実態がほとんどないこと、また、そ

の理由が「時間外在校等時間の縮減が優先課題である」ことから、まずは変形労働時間制の必要性について、2017～2018年の中教審の議論を再検証することも必要と考える。

3. 教師集団の多様性の確保について

- 再雇用者や、一度引退された方を活用してなお、人材不足の実態に鑑みると、「教師不足」是正にむけ、教職の魅力を高めないと志望者は増加しない。
- そのためには、臨時的任用教員等についても抜本的な処遇改善を行うなど、学校に関わる人材の労働環境の改善をはかる必要がある。
- 多様な人材が教職を志すために、まずは、学校の長時間労働の是正が急務である。

以 上